

令和5年度 福岡地方最低賃金審議会 第5回福岡地方最低賃金審議会

資料[特定最低賃金改正申出の状況]

目次

資料 1	令和5年度 特定最低賃金改正決定申出状況	1
資料 2-1	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	13
資料 2-2	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	15
資料 2-3	輸送用機械器具製造業	17
資料 2-4	百貨店、総合スーパー	19
資料 2-5	自動車（新車）小売業	21

令和5年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出 ケース		適用 労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B)/(A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C-D)	差額率 (C)/(D)
			労働 協約	公正 競争							
令和5年6月23日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男			6,970 人	3,095 人	44.4%	1,131 円	1,010 円	121 円	112.0%
令和5年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志			22,080 人	9,712 人	44.0%	1,047 円	977 円	70 円	107.2%
令和5年6月29日	福岡県輸送用機械器具製造業	自動車総連福岡地方協議会 議長 吉村 淳治			22,490 人	14,925 人	66.4%	1,046 円	987 円	59 円	106.0%
令和5年6月26日	福岡県百貨店、総合スーパー	U A ゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人			15,000 人	8,529 人	56.9%	945 円	900 円 (県最賃額)	45 円	105.0%
令和5年6月30日	福岡県自動車(新車)小売業	自動車総連福岡地方協議会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 英幸			9,560 人	7,204 人	75.4%	1,035 円	987 円	48 円	104.9%

「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第2位を四捨五入

2023年6月21日

福岡労働局長 安達 栄 殿

日本基幹産業労働組合連合会
福岡県本部委員長 増田隆男

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、鉄鋼業（高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業）を営む使用者に使用される労働者6,970名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

最賃の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

- ・ 労働協約上の賃金の最も低い額＝1,131.8円/時間額
- ・ 改正決定の場合は現在適用されている法定最低賃金額＝1,010円/時間

5. 添付書類

- (1) 労働協約の写し
- (2) 最低賃金の金額改正に関する決議文
- (3) 申請代表者に対する委任状
- (4) 福岡県における鉄鋼業の事業所数と労働者の概要



2023年6月21日

日本製鉄労働組合連合会
福岡県本部委員長 増田隆男

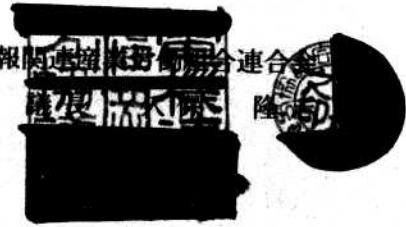
福岡県「鉄鋼業」最低賃金金額改正に伴う労働者総数

1. 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業適用労働者数
(高炉による製鉄業、高炉によらない製鉄業、製鋼および圧延業、製鋼を行なわない鋼材製造業)
6,970名(2022年12月調査)
2. 福岡県「鉄鋼業」最低賃金金額改正に対する合意者内訳
最低賃金協定 1組合 3,095名(44.4%)

2023年6月27日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
福岡地方協議会



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規程により、福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正の決定を下記のとおり申し出る。

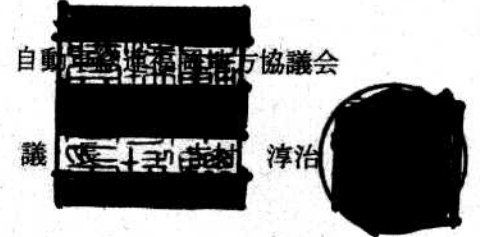
記

- 1 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
福岡県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 22,080人
- 2 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条2に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 22,080人
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数と割合 9,712人 (44.0%)
最も低い労働協約の金額 160,800円/月、8,109円/日、1,047円/時間
現在適用されている法定最低賃金 977円/時間
- 5 添付書類
 - ① 労働協約の写し
 - ② 申出合意書および申請代表者に対する委任書
 - ③ 福岡県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の労働者総数と、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数



2023年 6月29日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿



申請書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県輸送用機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲
福岡県に於いて輸送用機械器具製造業（自転車・同部品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業を除く）を営む使用者に使用される労働者 22,490名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名
福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
3. 申し出の内容
上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。
4. 申し出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。
賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 14,925名 (66.36%)
福岡県に於ける輸送用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 22,490人
(最も低い) 労働協約の金額 = 8,367円/日、1,046円/時間
現在適用されている法定最低賃金 = 987円/時間
5. 添付書類
 - ①労働協約の写し
 - ②申請代表者に対する委任状
 - ③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳



令和5年6月26日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の決定を求める申出を行う事に合意し、下記の通り申し出る。

—記—

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 15,000名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

福岡県において百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者。但し、次に掲げる者は除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- (4) 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
以上 約 15,000人

3. 決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金

4. 申出の内容

上記3の最低賃金の決定を求める。尚、最低賃金額は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1程度に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 8,529名

福岡県の百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者数 15,000名

現在最も低い労働協約の金額 = 945円 (時間額)

現在適用されている法定最低賃金額 = 900円 (時間額)

6. 添付書類

(1) 労働協約の写し

最低賃金に関する協定書又は確認書等はこれまでと同様

(2) 申出合意書及び委任状

最低賃金法15条の1の規定により、福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定を求める申し出に合意し、当該申し出に係わる事項一切について、下記1の者に委任します。

(3) 福岡県における百貨店、総合スーパーの事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数

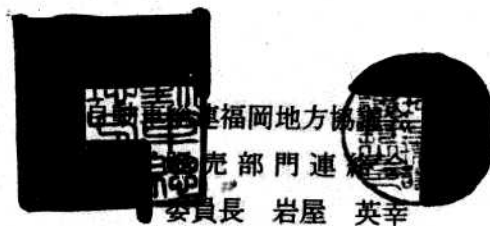
(4) 所定労働時間数及び所定労働日数

百貨店、総合スーパー(J551)の最低賃金に合意する者の内訳と申出に係わる企業における労使協定の最低賃金、所定労働時間及び所定労働日数

以上

2023年6月30日

福岡労働局
局長 安達 栄 殿



申請書

最低賃金法第15条の1の規定により、福岡県自動車（新車）小売業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

福岡県に於いて自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者 9,560名

2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

福岡県自動車（新車）小売業最低賃金

3. 申し出の内容

上記2の基幹的労働者に代表される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
最低賃金額について最低賃金法15条の2に基づいて最低賃金審議会の決定とする。

4. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用者数 7,204名 (75.4%)

福岡県に於ける自動車（新車）小売業を営む使用者に使用される労働者数 9,560人

(最も低い) 労働協約の金額 = 7,765円/日、1,035円/時間

現在適用されている法定最低賃金 = 987円/時間

5. 添付書類

①労働協約の写し

②申請代表者に対する委任状

③最低賃金に関する労働協約の適用を受ける者の内訳

以上



令和5年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業

令和5年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和5年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和4年度	協定最 低賃金 (時間額) 令和3年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月24日	3,095 名	¥1,131	¥1,104	¥1,069
合計			3,095 名	最低: ¥1,131	最低: ¥1,018	最低: ¥980

令和5年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

令和5年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和5年度	協定最低賃金 (時間額) 令和5年度	協定最低賃金 (時間額) 令和4年度	協定最低賃金 (時間額) 令和3年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合	令和5年3月31日	83 名	¥1,069	¥1,003	¥991
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年4月19日	470 名	¥1,129	¥1,079	¥1,070
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年4月1日	264 名	¥1,129	¥1,079	¥1,070
〇〇株式会社	〇〇労働組合(〇〇地区)	令和5年4月1日	499 名	¥1,129	¥1,079	¥1,070
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月1日	373 名	¥1,083	¥1,079	¥1,070
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月1日	517 名	¥1,109	¥1,050	¥1,038
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年3月23日	130 名	¥1,047	¥1,015	¥1,002
〇〇株式会社 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年3月15日	456 名	¥1,119	¥1,074	¥1,061
株式会社〇〇 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月8日	1,505 名	¥1,119	¥1,074	¥1,061
株式会社〇〇 〇〇	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月8日	361 名	¥1,119	¥1,074	¥1,061
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年5月9日	542 名	¥1,165	¥1,165	¥1,165
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月31日	364 名	¥1,075	¥1,030	
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月31日	295 名	¥1,075	¥1,030	
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月31日	524 名	¥1,075	¥1,030	
株式会社〇〇	〇〇労働組合	令和5年5月1日	1,857 名	¥1,104	¥1,042	¥1,017
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月7日	477 名	¥1,071	¥1,049	¥1,019
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月13日	416 名	¥1,076	¥1,032	¥1,020
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年3月31日	230 名	¥1,114	¥1,082	¥1,056
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年5月10日	235 名	¥1,082	-	-
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年3月31日	114 名	¥1,068	¥1,030	¥1,030
合計			9,712 名	最低： ¥1,047	最低： ¥1,003	最低： ¥987

令和5年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】輸送用機械器具製造業

令和5年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和5年度	協定最 低賃金 (時間 額) 令和5年度	協定最 低賃金 (時間 額) 令和4年度	協定最 低賃金 (時間 額) 令和3年度
使用者(事業場)	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月13日	8,488 名	¥1,067	¥1,017	¥993
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年6月9日	3,818 名	¥1,063	-	-
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月1日	311 名	¥1,107	¥1,038	¥1,021
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年6月1日	170 名	¥1,108	¥1,054	¥1,054
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月7日	1,145 名	¥1,046	-	¥978
株式会社	〇〇労働組合	令和5年6月1日	1033 名	¥1,057	¥1,057	¥1,017
合計			14,965 名	最低： ¥1,046	最低： ¥1,005	最低： ¥966

令和5年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】百貨店，総合スーパー

令和5年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和5年度	協定最 低賃金 (時間 額)	協定最 低賃金 (時間 額)	協定最 低賃金 (時間 額)
使用者(事業場)	労働組合			令和5年度	令和4年度	令和3年度
株式会社 (4事業所)	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年4月1日	858名	¥1,100	¥1,060	¥1,045
株式会社 (1事業所)	〇〇労働組合	令和5年5月31日	279名	¥1,101	¥1,071	¥1,071
株式会社 (1事業所)	〇〇労働組合	令和4年10月1日	298名	¥1,030	-	¥1,305
株式会社 (18事業所)	〇〇労働組合	令和5年3月16日	316名	¥1,045	¥900	¥900
株式会社 (26事業所)	〇〇労働組合	令和5年3月8日	5,762名	¥945	¥980	¥914
株式会社 (24事業所)	〇〇ユニオン	令和5年3月20日	302名	¥1,015	-	-
株式会社 (27事業所)	〇〇労働組合	令和5年4月4日	244名	¥1,073	¥1,026	¥1,024
株式会社	〇〇労働組合	令和5年5月25日	470名	¥945	-	¥1,024
合計			8,529名	最低 : ¥945	最低 : ¥900	最低 : ¥900

令和5年度 特定最低賃金改正申出の労働協約内訳

【産業】自動車（新車）小売業

令和5年度申出事業場

最低賃金に関する協約当事者		協定年月日	協約適用 労働者数 令和5年 度	協定最 低賃金 （時間 額） 令和5年度	協定最 低賃金 （時間 額） 令和4年度	協定最 低賃金 （時間 額） 令和3年度
使用者（事業場）	労働組合					
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年6月15日	874名	¥1,098	¥1,011	¥1,011
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月1日	887名	¥1,093	¥1,052	¥1,045
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年6月14日	872名	¥1,147	¥1,074	¥1,061
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年3月27日	176名	¥1,055	¥1,036	¥1,036
株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年5月26日	1,285名	¥1,129	¥1,017	¥1,012
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月30日	619名	¥1,035	¥1,004	¥986
株式会社	〇〇労働組合	令和5年6月1日	603名	¥1,039	¥1,021	¥1,010
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月26日	1,082名	¥1,083	¥1,049	¥1,039
〇〇株式会社	〇〇労働組合〇〇支部	令和5年6月19日	286名	¥1,108	¥1,092	¥1,078
〇〇株式会社	〇〇労働組合	令和5年4月13日	520名	¥1,160	¥1,042	¥1,036
			7,204名	最低： ¥1,035	最低： ¥1,004	最低： ¥986

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

1 労使の別(該当箇所をチェック) 労働者代表意見 使用者代表意見

2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)

- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
- 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 輸送用機械器具製造業
- 百貨店、総合スーパー
- 自動車(新車)小売業

3 業種(事業内容): 輸送用機械器具製造業

4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

① 改正決定の必要性(該当箇所をチェック) 有 無

② 理由・背景等

(所属する組合・企業だけではなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

昨年の成果と課題

昨今のロシア・ウクライナ問題をはじめとした地政学的リスクに対する懸念や、長引く半導体供給不足などにより、生産活動が低迷する中、賃金の引き上げには難易度が高いとしていたが、物価上昇への対応含め、産業の持続的な成長に向けて2022年度は30円の引き上げとなった。

一方で特定最低賃金の適用使用者数と適用労働者数の向こう三年間の推移をみると、適用使用者数が増加しているにも関わらず、適用労働者数が減少しているのは5産別中、輸送用機械器具製造業のみであり、他産別の魅力が向上する半面、自産業に対する魅力が低下していると危惧しており、企業の魅力を示す指標の中で最も関心の高い賃金の改正決定が必要性であると考えている。

また2023年闘争では、金属産業において賃上げの獲得が中小を含め、大幅に増加し、近年にない高い賃上げを実現しているものの、産業内での賃金格差は大きく、産業全体の底上げの足枷になっていると考えている。

自動車産業の持続的な成長や魅力あるものにするためにも、産業全体の底上げを図り、かつ、その成果を未組織労働者や非正規雇用で働く労働者の賃上げに確実に波及させ、人材の確保・定着を図ることで、産業の競争力を高めるという好循環サイクルの構築を目指していかなければならないと考えている。

賃上げの動向、及び自動車産業の状況

2023年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」、及び経団連が参加する「新しい資本主義実現会議」にて地域別最低賃金を全国加重平均で1,000円の達成を求めていくとしている。これが実現すれば地域別最低賃金が、全国加重平均で39円以上に引き上げられることになり、金属産業では半数近くの特定最賃が一旦、地域別最賃と同額または下回る事が想定されている。

また自動車産業における2023年総合生活改善の取り組みにおいては、過去から9年継続して自動車産業を支える中小企業、非正規労働者の更なる底上げを図ってきており、自動車総連の賃金改善分獲得状況においては、企業別規模で299人以下の組合の賃上げ額獲得組合の比率は前年同時期を17.1ポイント上回る73.3%となった。この成果は中小企業を含めて賃上げ獲得の裾野を拡大することができ、賃上げ獲得組合の賃上げ平均については5,424円と近年にない高い水準となった。

企業内最低賃金についても、大手労組を中心とした集計対象組合では、平均7,740円引き上げ、引き上げ後の水準は177,786円となっている。また高卒初任給では集計対象組合平均で8,161円の引き上げ、初任給平均が182,895円となった。昨年4月以降の物価上昇が働く者の生活への影響を踏まえ、企業内最低賃金、地域別最低賃金ともに高い水準となっており、特定最低賃金についても魅力ある水準へと引き上げていく必要がある

特定最賃の必要性

特定最低賃金は、組織労働者の賃上げや企業内最低賃金協定を未組織労働者に波及させ、組織労働者と未組織労働者、正社員と非正規雇用で働く労働者の賃金の格差を是正することや、適正な賃金の引き上げを促すことにより、産業内の公正競争を確保し、産業全体の健全かつ持続的な成長を促すことを目指す制度である。この制度の役割・機能を果たすことによって、産業の魅力を向上し、人材の確保・定着を図ることで、産業の競争力を高めることにもつながっていくと考えている。また地域別最低賃金とは大きく性格が異なるものであり、産業の健全な発展に寄与すべく、地域別最低賃金の上に、自動車産業にふさわしい魅力ある水準へ引き上げなければならないと考えており、本年においても昨年に引き続き、地域別最低賃金に対する水準的優位性を維持・拡大すべく、確実に引き上げる必要がある。

以上の理由により、福岡県輸送用機械器具製造業の特定最低賃金改正の必要性を強く求める。

※上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご留意ください。

【以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください】